

地域密着型サービス事業者
の公募について

(令和元年度)

美 里 町
長 寿 支 援 課

目 次

1 地域密着型サービス事業者の公募について	
(1)公募するサービスの種類について	1
(2)応募手続きについて	1
(3)選定について	1
(4)その他の留意事項について	2
2 公募申込の様式について	3

連絡先:美里町長寿支援課介護保険係

〒987 - 0004 美里町牛飼字新町51番地

美里町健康福祉センター さるびあ館

TEL 0229 - 32 - 2941 FAX 0229 - 32 - 2942

E-mail choju@town.misato.miyagi.jp

1 地域密着型サービス事業者の公募について

(1) 公募するサービスの種類について

「美里町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」において、募集を行う地域密着型サービスの種類は以下のとおりです。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所

○看護小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所

(2) 応募手続きについて

1) 公募申込書の提出

地域密着型サービス事業所の公募申込書の提出にあたっては、所定の様式による公募申込書等や、その他必要な書類等をまとめ、正副2部(A4縦型ファイル綴じ：平面図等A4を超える大きさの場合にはA4に折りたたむ)を受付期間内に提出願います。受付期間を過ぎてからの公募申込書の提出は、受け付けられません。

2) 公募申込の受付期間と提出先

令和元年6月3日(月)から6月28日(金)まで
美里町長寿支援課まで直接持参ください。

3) 提出に係る留意事項

公募申込書類の作成にあたっては、建物計画図(平面図、立面図、間取図等)は施設計画の設備機能などが十分確認できるなど、選定審査を念頭にできるだけ詳細かつ適切に行ってください。

一度提出された公募申込書等の書類一式を返却することや、一部書類を差し替えるといったことはできません。公募申込書の提出にあたっては、不備等がないか十分に確認した上で行ってください。

公募申込書等の作成に伴う経費は、応募いただく事業者の負担となります。

所定の公募申込書等のほか、本町が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 選定について

1) 事業者の選定

応募があった公募申込書について、予定している立地条件で事業を行うことが可能か、「美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、基準条例という。)で定められている地域密着型サービス等の人員基準と設備・運営基準等に適合しているかを確認した後「美里町介護保険運営委員会」(以下「運営委員会」という。)において審査します。

なお、審査の結果、選定する事業者を「なし」とする場合があります。

1 運営基準その他詳細については、基準条例を参照してください。

(美里町基準条例は、国の基準に基づきます。但し、記録の整備は、5年間保存です。)

2) 現地調査及びヒアリング

公募申込書の受付期間終了後に、応募があった公募申込書に基づき、事業所予定地の現地調査及び公募事業者のヒアリングを行います。

その場合、日程等の詳細については別途お知らせします（応募多数の場合は、書類審査の結果によってヒアリングを行わず選定から漏れることがあります。）

3) 結果の通知

選定結果は、応募した事業者に対して通知によりお知らせします。

また、選定された事業者に対して、場合によっては、運営委員会から述べられた意見等をもとに、必要な修正を求めることがあります。

4) 選定後の手続き

選定された事業者は、基準条例で定められている地域密着型サービスの人員基準と設備・運営基準に適合していること、及び選定結果で修正を求めた事項を事業計画に反映させている場合には、指定を申請することが可能です。応募があった公募申込書の事業計画の内容との間に著しい相違がある場合や、選定結果で修正を求めた事項が適切に反映されていない場合には、指定申請を受け付けることができません。

なお、選定結果は指定を確約したものではありません。選定された場合であっても、指定申請における審査の結果、指定しない場合がありますので、十分に留意してください。

(4) その他の留意事項について

1) 基本的事項

事業者は、社会福祉に対する熱意と理解を有していることが必要であるとともに、法人の役員構成や資金計画（借入金の償還能力等）が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることが求められます。

計画する施設建物については、建築基準法はもとより、基準条例で定められている地域密着型サービスの設備・運営基準等、その他関係法令・通知等に沿った内容であること、また、施設用地については、都市計画法等に適合していることが必要です。

交通の利便性や住宅地との距離等から、利用者に対するサービス提供にとどまらず、地域に開かれた適切な立地条件であることが望まれます。

2) 評価項目及び評価基準

選定にあたり、（別紙2）の評価項目及び評価基準に着目し、応募事業者を評価します。

3) 質問等の受付

公募に関する質問等は、質問書（任意様式）でのみ受け付けますので、留意してください。提出された質問等に対する回答は、提出した法人に対し順次お知らせします。

質問受付期間

公募期間とする

受付方法

美里町長寿支援課介護保険係まで直接持参するか、FAXで提出してください。

2 公募申込の様式について

(1) 公募申込様式

公募申込書等	公募申込書	【様式1】
	公募申込に係る提出書類一覧	【様式1別紙】
	地域密着型サービス事業計画概要書	【様式2-1】【様式2-2】
	法人の沿革	【様式3】
	誓約書	【様式4】
	事業計画提案書	【様式5】
代表者・管理者の経歴書	【様式6】	
資金計画	資金計画書	【様式7】
	借入金返済計画書	【様式8】
	資金収支見込書	【様式9】

(2) 添付書類

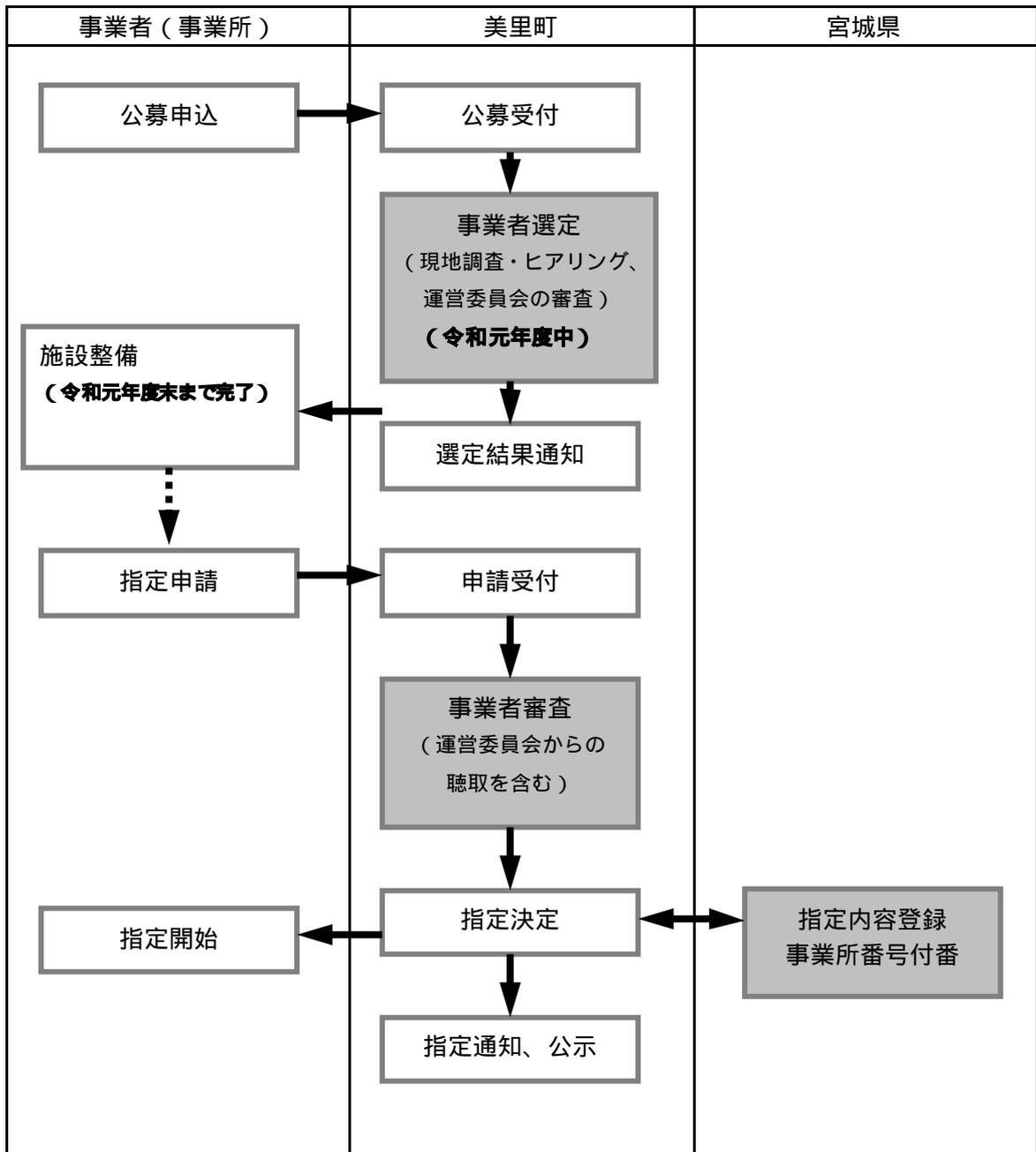
施設計画	建物計画図（平面図、立面図、間取図等） 事業所開設予定地の位置図・案内図、建物配置図、地籍測量図
法人の概要	法人の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書等 給与規定 就業規則 収支予算書 決算報告書（貸借対照表等の税務申告書類一式、キャッシュフロー計算書） 過去の指導検査結果（介護保険法に基づくもの、県及び市町村などから過去に指導を受けた場合のみ）

法人の定款や登記事項証明書等について、原本の写しを提出する場合には、その写しに原本証明をしてください。

添付書類「過去の指導検査結果」について、介護保険法に基づく実施指導等により県及び市町村等より指導等を受け、指導内容の対応処理について回答した場合には回答文書の写しを添付してください（過去3年分）。

(別紙1)

<地域密着型サービス事業者選定から指定までの流れ>



(別紙2) < 評価項目および評価基準 >

区分	評価項目	評価基準
法人運営の 的確性	(1)法人の理念・姿勢	法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容 法人の基本理念・経営理念の職員への周知方法
	(2)法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守状況	個人情報の取り扱い、従業員の守秘義務に関する考え方 自己評価・外部評価及び情報公開に関する考え方 利用者の費用負担に関する考え方 法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む)
	(3)運営実績・経験	事業を運営するに足る実績・経験について 経験のある事業者等との連携及び支援について 経験のある従業員の採用について
	(4)職員の育成	人材確保に対する取組 研修制度・人事制度について 職員の育成・待遇に関する取組
	(5)法人運営の安定性・継続性	資金力の有無 借入金の返済能力 経営の安定性 事業計画と収支計画の適正性
施設計画	(1)敷地の状況	事業所の立地状況 敷地の広さ等
	(2)建物の状況	建物の間取り等の状況 建物の面積や構造 設備基準との適合性
	(3)施設管理運営体制	施設建物における利用者への配慮 設備・備品等における利用者への配慮
事業運営方針	(1)施設管理の安全性への配慮	日常的な点検体制について 危機管理体制について 事故等の問題発生時の対応について 衛生管理体制について 感染症等が疑われる際の対応について
	(2)利用者への対応	日常生活上の支援(入浴・食事等への対応) 苦情解決体制の内容 個別ケアへの取組 利用者等の人権・尊厳に対する考え及び取組
	(3)事業の適正に応じた運営	質の高いサービス提供に向けた取組 利用者の家族間交流や地域との交流・連携に関する取組
	(4)事業に対する熱意・意欲等の総合評価	応募した動機について 高齢者福祉に対する基本理念および将来構想について 介護保険制度における施設運営の基本理念について その他セールスポイントについて
その他	事業者の選定にあたって、運営委員会が特に必要と認めた事項	